法令名	海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例			
根拠条項	第30条			
処分等の概要	禁止行為			
法令の定め	(禁止行為)			
	第30条 西口特定公共施設において、次に掲げる行為をしてはならない。			
	ただし、第6号から第9号までに掲げる行為については、第19条第1項			
	の承認(同条第6項及び前条において準用する場合を含む。)又は第33			
	条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。			
	(1) 西口特定公共施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、			
	又はこれらのおそれのある行為			
	(2) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行 為			
	(3) 少11年の任来に者しい文庫又は危険を及はりねてれのめる果云、/ 			
	(4) 寝泊り、仮眠、横臥(が)その他これらに類する行為			
	(5) 花木の伐採又は採取			
	(6) 火気類又は危険物の使用			
	(7) 物品等の販売又は配布			
	(8) ポスター、看板その他これらに類するものの掲示			
	(9) 規則に定める場合を除き、車両を乗り入れ、又は留め置くこと。			
	(10) 前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそ			
	れのある行為			
	2 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止			
	その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。			
適用基準	1 条例第30条第1項各号に該当するもの			
	禁止行為に当たるものの考え方、具体的行為の例示については、次に掲			
	げるとおりとする。			
	(1) 第1号「西口特定公共施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しく			
	は滅失し、又はこれらのおそれのある行為」の適用基準			
	次の行為を故意により行うこと。			
	• 汚損			
	土砂、汚物等を堆積又は放置すること。			
	油、塗料等を塗布すること。			
	廃棄物を捨て置くこと。			
	· 損傷			
	設備等を殴打する等の外力を加え、原形から変形させること。			
	・ 滅失			
	設備等を切断、焼却する等して、原形から消失又は変形させるこ			

と。

- (2) 第2号「球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに 類する行為」の適用基準
 - ・ ボール等の物を投げる、転がす、落とす等の行為
 - ・ ローラースケート、スケートボードやこれに類似する製品を装着 し、乗車することにより、歩行者の歩行を妨げたり、接触するおそ れのある行為使用
- (3) 第3号「歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある 集会、デモ、座込みその他これらに類する行為」の適用基準
 - ・ 西口特定公共施設の歩行空間を 3.5m以上確保できない行為
 - ・ 公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせるような蝟(い)集又は集会
- (4) 第4号「寝泊り、仮眠、横臥(が)その他これらに類する行為」の 適用基準
 - ・ 寝泊り、睡眠や体を横にして寝る行為 ただし、急病人の救護、災害時の駅滞留者への措置等緊急を要す る場合は、これに該当しない。
- (5) 第5号「花木の伐採又は採取」
 - ・ 隣接の民間施設への枝等の接触の防止、雑草の採取その他の管理 上必要な行為を除く花木の伐採等
- (6) 第6号「火気類又は危険物の使用」の適用基準
 - ・ 裸火での使用や燃料、薬品類等の歩行者及び施設に支障となる行 為
- (7) 第7号「物品等の販売又は配布」の適用基準 次に掲げる行為を除き、禁止行為となる。
 - ・ 利用承認を経た上で行う物品の販売又は配布行為
 - ・ 利用承認を要さない物品の配布行為
- (8) 第8号「ポスター、看板その他これらに類するものの掲示」の適用 基準
 - ・ 施設周囲の景観及び美観を保持するため、利用承認を経ずに行う ポスター、看板その他これらに類するものの掲示
- (9) 規則に定める場合を除き、車両を乗り入れ、又は留め置くこと。 この「規則で定める場合」として次の表に掲げる行為を除き、施設 において車両の乗り入れ、留め置きをすること

場所	行為
海老名駅西口バス乗降場	路線バス及びコミュニティバス
	の待合及び乗降
海老名駅西口タクシー乗降場	タクシーの待合及び乗降
海老名駅西口中心広場の車路部分	タクシーの降車のための一時的な
	停車
海老名駅西口中心広場の車路部分	一般車の乗降のための一時的な停

	海老名駅西口タクシー乗降場	車	
	※海老名駅西口中心広場が使用で		
	きない場合に限る。		
	海老名駅西口バス乗降場	公共交通の維持発展及び安定供給	
	海老名駅西口タクシー乗降場	に資するものとして別に定める一	
		般車の乗り入れ	

- (10) 第 10 号「前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為」の適用基準
 - ・ 他法令等で禁止されているものや危険が想定される行為
 - ・ 施設の歩行空間を 3.5m以上確保できない行為
 - ・ 昇降施設 (エレベーター、エスカレーター、階段) 及び隣接施設 (民間商業施設等) への利用経路を確保できない行為
 - ・ 大音量の機材の使用が想定され、周辺施設や住民に支障がある行 為
 - 西口特定公共施設に設置されている市の掲示板やサイン等を、利用の際に見えないようにする行為
 - ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの利用を妨げる行為。ただし、誘導 員を配置する等の対策を講じており、視覚障がい者等が安全に通行 することが可能である場合は、この限りではない。
 - ・ 動物の放し飼い
 - ・ 適正に利用している団体等への妨害となる行為。